

総合馬術規程改定のポイント

第5編 総合馬術競技

本編は FEI 総合馬術規程第 26 版 (2023 年 1 月 1 日発効)による。

第5章 競技出場のためのテクニカル要件

第520条 出場要件 (JEF)

520.1 国内クラス出場要件

主催・公認総合馬術競技の各クラスに出場するには、以下の出場要件を満たしていなければならない。

EV80 クラス	大会実施要項による
EV90 クラス	大会実施要項による
EV100 クラス	人馬とも主催・公認競技会の EV90 クラスでのクロスカントリー完走 (コンビネーションでなくてもよい)
CCN ワンスタークラス	人馬とも主催・公認競技会の EV90 クラスでのクロスカントリー完走
ヤングライダー選手権	人馬とも主催・公認競技会の EV90 以上のクラスのクロスカントリー競技を障害減点なしで完走 (コンビネーションでなくてもよい)
ジュニアライダー選手権	人馬とも主催・公認競技会の EV90 以上のクラスのクロスカントリー競技完走 (コンビネーションでなくてもよい)
チルドレンライダー選手権	人馬とも主催・公認競技会の EV80 以上のクラスのクロスカントリー競技完走 (コンビネーションでなくてもよい)
選手権競技	実施される CCI クラスの要件に準ずる

大会の主催者が JEF の承認の上、追加の出場要件を課す場合がある。

海外にて当該国の同レベルあるいはそれ以上の競技で上記の要件を満たした場合は、成績を証明するものを JEF に提出することで MER を満たしているとみなす。

520.2 FEI 総合馬術競技に出場するための NF 要件

FEI 総合馬術競技 (CCI) に出場するには、人馬とも主催および／あるいは公認競技会において以下の最低出場要件 (MER) を満たしていなければならない (別途 FEI にて規程のない限り、コンビネーションでなくてもよい)。

CCI 1*-Intro	CCN ワンスター競技あるいは EV100 競技において馬場馬術競技で減点 45 以下 (55%以上)、クロスカントリー競技で障害減点なし (フレンジブル障害の一度目の作動あるいは一度の旗間不通過は MER として認める)、障害馬術競技で障害減点 16 点以下。
CCI 2*-S	CCN ワンスター競技あるいは EV100 競技において馬場馬術競技で減点 45 以下 (55%以上)、クロスカントリー競技で障害減点なし (フレンジブル障害の一度目の作動あるいは一度の旗間不通過は MER として認める) および規定タ

	イム超過 75 秒以内、障害馬術競技で障害減点が 16 点以下。
CCI 2*-L	CCN ワンスター競技あるいは EV100 競技において馬場馬術競技で減点 45 以下 (55%以上)、クロスカントリー競技で障害減点なし (フレンジブル障害の一度目の作動あるいは一度の旗間不通過は MER として認める) および規定タイム超過 75 秒以内、障害馬術競技で障害減点が 16 点以下。
CCI3*-S	FEI 選手カテゴリー-A/B/C/D 選手: CCI2*以上で FEI の設定する最低出場基準(MER)実績があること。 FEI 選手カテゴリー-外選手: FEI 規程に則る (人馬コンビネーションにて CCI2*-S の MER 実績があること)。

上記より上位のレベルの CCI 出場要件は、FEI 規程に則る。

海外にて当該国の同レベルあるいはそれ以上の競技で上記の要件を満たした場合は、成績を証明するものを JEF に提出することで MER を満たしているものとみなす。

第 6 章 選手と馬のウェルフェア

第 523 条 選手のウェルフェア

523.1 メディカル情報

緊急時には選手の救命に関わる極めて重要な情報が応急処置または医療スタッフの手元にあるよう、選手は以下を遵守しなければならない:

a) 選手は全員が有効な連絡先情報を提供すること。

同行者/近親者の電話番号を到着時に競技会事務局へ提出しなければならない (組織委員会と医事担当役員は、クロスカントリー競技までにすべての情報を受領していることを確認する)。

b) 内科疾患の申告

内科的救急が発生した場合に何らかの関連性が推定される内科疾患をもつ選手は、情報を伝えられるよう、システムプロバイダーの医療データ記憶媒体*をどの競技会でも騎乗時には身につけていなければならない。その代替としては (最低限)、品質の良い医療用アームバンドを利用することもできる。このアームバンドの着用を選択した選手は、組織委員会にて書式を入手し、記入すること。

*医療データ記憶媒体 メディカルデータ・キャリア (「メディカル ID タグ」とも呼ばれる): プレスレットやネックチェーン、または衣服につける小さいバッジまたはタグで、装着者に重要な内科的疾患があることを救急救命士/医者/初期対応者に注意喚起するものである。

該当する病状としては最近の

- 重篤な頭部/頸部の怪我
- この 3 か月以内に起こった脳震盪
- 糖尿病、てんかんなどの慢性疾患
- 抗凝血剤 (血液をサラサラにする薬) の使用
- 重篤なアレルギー

疑わしい場合には選手は自分のかかりつけ医に相談するべきである。

第 525 条 危険な騎乗

525.1 定義

競技中のいかなる時点であっても、故意にあるいは選手自身の力量不足から無意識のうちに、自分や自馬、第三者を競技がはらむ本質的な危険よりも高い危険性にさらした場合、選手は危険な行動をとったとみなされ、侵害行為の程度に応じてペナルティが科される。

これに限定するものではないが、次のような行為が含まれる：

- a) 制御不能な騎乗（明らかに選手の制御あるいは騎乗扶助に馬が反応していない場合）
- b) 障害物へ向かっての走行が余りにも速すぎたり、遅すぎる場合
- c) 繰り返し障害物でてこずり、遠のいてしまった場合（馬を障害物の近くまで追い込んだり、障害物に向かって馬をせき立てる行為）
- d) 障害飛越の際に馬の動きに先んじたり、遅れてしまうことが繰り返される場合
- e) 危険な飛越行為の繰り返し
- f) 馬あるいは選手の反応が極度に欠けている場合
- g) 3回におよぶ明らかな拒止、落馬、あるいは失権後も競技を継続すること
- h) いかなる形態であれ観衆を危険にさらすこと（例：ロープで区切られたトラックから飛び出すこと）
- i) コースに設定されていない障害物を飛越すること
- j) 追い越そうとする選手を故意に妨げたり、あるいは役員の指示に従わず他の選手を危険にさらす行為
- k) 疲労している馬を追うこと

競技場審判団メンバーあるいは技術代表は危険な騎乗と思われる事例を監視し、必要と思われる場合は危険な騎乗としてクロスカントリーコース走行中の選手を停止させて失権とする権利と責務がある。クロスカントリーコースデザイナーは、クロスカントリーコース上において危険騎乗の可能性を監視し、コンビネーションの失権に関する決断を下す審判団に当該ケースを報告する義務と権利を有する。

競技場審判団が直接目撃していない場合には、事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならず、同審判団は当該選手にペナルティを科すか否か、およびその措置内容を決定する。

競技場審判団長は1名あるいは複数のアシスタント（例：当該競技にて公的任務についていない経験豊かな総合馬術役員、当該競技に直接関与していない経験豊かな選手および／またはトレーナー）を追加指名して、クロスカントリーにおける危険な騎乗の監視支援を依頼することができる。

競技場審判団長はこのようなアシスタントの特定任務、権限、そして報告手順を定める。クロスカントリーコースでは、このような追加役員をペアで配置することが推奨される。

第7章 競技ルール概略

第528条 順位

528.1 個人順位

528.1.6 最終順位での同点（個人選手）

2名以上の選手が同点となった場合は以下の通りに順位を決定する：

- a) クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めたクロスカントリースコアの最も良い選手。
- b) それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で審判員の合計点数が最も良い選手が上位となる。
- c) それでもなお同点の場合は、クロスカントリータイムが規定タイムに最も近い選手から順位を決定する。

- d) それでもなお同点の場合は、障害減点とタイム減点を含めた障害馬術スコアが最も良い選手。
- e) それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も早いタイムの選手。
- f) それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で「人馬コンビネーションのハーモニー」の点数の合計が最も高い選手から順位を決定する。
- g) それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。

第 538 条 服 装

538.1.5 イヤホン

いかなるウォームアップあるいはトレーニングセッションにおいて、選手やグルームは騎乗中片耳だけイヤホンを装着してもよい。イヤホンおよび／あるいはその他の電子情報伝達装置（医療用装置、例：補聴器を除く）は競技アリーナ内では厳重に禁止され、それらを使用した場合は失権の罰則が科される。

538.2 馬場馬術競技

538.2.1

保護帽：黒あるいは濃色

乗馬ズボン：白あるいはオフホワイト

ストックあるいはネクタイ：白あるいはオフホワイト

手袋：白、オフホワイト、あるいは上衣と同色

乗馬靴：黒あるいは濃色

燕尾服／上衣：あらゆる単色の燕尾服あるいは上衣が許可される。ストライプや複数色の上衣や上着は許可されない。色相を変えた襟あるいは地味な縁飾りあるいはクリスタルの装飾等上品で控えめなアクセントは容認される。（JEF）

第 538.2.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

538.3 クロスカントリー競技

クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクター※の常時着用が義務づけられている。

エアベストの使用は、これを推奨する。

乗馬靴には踵から滑り抜けてしまわないように、明確な踵部がなければならない。

※バックガードの類は、ボディプロテクターとみなされない。

538.4 障害馬術競技

538.4.1

上衣、白あるいは淡黄褐色の乗馬ズボン、黒あるいは茶色の乗馬靴を着用する必要がある。他の濃色の乗馬靴は JEF の裁量により認められる場合がある。乗馬靴に上部周辺、踵部、および／あるいはつま先に対比色一色のみ認められる。乗馬靴には踵から滑り抜けてしまわないように、明確な踵部がなければならない。

シャツは長袖あるいは半袖で、襟がなければならない。長袖シャツには白い袖口がなければならない。白いネクタイあるいはストックを着用しなければならない。

競技用上衣は何色でもよく、ボタンは外向きにつけられているものでなければならない。ジャケットが襟付きの場合は、ラペル襟でなければならない、上衣と同色あるいは異なる色のいずれでも良い。襟無し上衣は、上衣のボタンがすべてかけられているときに、シャツの襟とタイが見える場合に限り着用してもよい。(JEF)

第 539 条 馬装／服装

最新版の説明として FEI ウェブサイトに公開されている馬装具、用具および服装の使用に関する FEI 総合馬術ガイドラインも参照のこと。第 538.2.1 条も参照。

539.2 馬場馬術競技

539.2.2 許可馬具

- a) EV レベル、CCN レベル、国体総合馬術競技では、大勒頭絡の使用は認められない。(JEF)
- b) 付則 A で認められている通り、銜が金属、軟質ゴム、もしくはプラスチック製あるいは革素材製の水勒頭絡も許可される。水勒銜が認められるが、直径は 14mm 以上でなければならない。ポニーの場合は直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。手綱は銜に装着しなければならない。
- c) 頭勒はすべて革製あるいは革様素材で造られていなければならないが、クロス鼻革の交差部位、頂部分、あるいは鼻革の下に使う小さい円盤状の柔らかい当て物は例外とする。
- d) 額革は必須であるが、項革に連結される部位を除き、革あるいは革様素材で作られている必要はない。
- e) 胸がいは使用しても良い。
- f) イヤーフードはすべての競技会にて使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードは馬が耳を自由に動かすことができるものであり、馬の目を覆ってはならず、また耳栓は許可されない(表彰式については例外あり)。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。
- g) 鼻ネットは使用することが許される。

許可される銜と鼻革の絵については、付則 A—馬装、および銜と鼻革の図表を参照のこと。競技によっては水勒頭絡だけを許可する場合がある。(JEF)

539.3 クロスカントリー競技と障害馬術競技

539.3.2 禁止される馬具

あらゆる形態のプリンカー、サイドレーン、ランニングレーン、あるいはバランシングレーン；舌押さえおよび／または馬の舌を下顎に縛る道具；その他馬の動きを制限するもの、馬を傷つける可能性のある銜やその他の馬装具の使用は禁止される。

耳の自由な動きを妨げる馬具の部位は禁止である。

クロスカントリーではチークピースへの付則物はいかなる物も禁止される（シープスキンあるいはその他の素材）。

障害馬術競技についてのみ、頭絡のチークピースに革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径 3cm を超えないものとする。

落馬時に選手のブーツが制御されることなく直ちに鎧から外れるのを妨げる装具は禁止である。

落馬時に選手の体が制限されることなく直ちに馬体から離れるのを妨げる道具は禁止である。

ネックストラップをクロスカントリーで使用する場合は、胸がい、あるいは鞍に装着しなければならない。

クロスカントリーでは頭絡を定位置に保持するため、喉革の使用が義務付けられる。

クロスカントリーでは銜なしの勒は許可されない。

クロスカントリーではハックモアは銜をつけて使用しなければならない。シャンクの長さは、上方リングの中央から下方リングの中央までを直線で計測し、最長 24cm とする。

クロスカントリーでは、レバーアーム付きの銜ではレバーアームの長さは 10cm を超えてはならない。レバーアームの長さは、銜が止まる最も低い点からレバーアームの最も低い点までを直線で計測する。

第9章 クロスカントリー競技

第547条 障害物

547.1 定義

両端に赤の標旗と白の標旗が設置され、番号および／または文字が付けられている場合にのみ、障害物とみなす。平均的な能力を有する馬が通過するのに相応の努力を要する物体を障害物あるいは障害パーツと定義し、それぞれに応じて標旗、番号および／または文字標識を付けなければならない。

547.2 障害物の種類

547.2.7 グラウンドライン

すべてのレベルで、障害物にはグラウンドラインを設置しなければならない。

リーディングエッジが 50cm あるいはそれ以下の障害物については、追加のグラウンドラインは義務ではない。

注記：グラウンドライン設置の詳細情報は、「FEI クロスカントリーガイド」を参照のこと。

547.4 測定

547.4.2 幅

オープン障害物（例：オクサー、乾壕）の幅は、平均的な馬が飛越すると思われるライン上にある障害物の構成横木かその他の資材の外側から計る。上部が硬質の素材でできたクローズド障害物（例：テーブル障害物）の幅は、平均的な馬が飛越すると思われるライン上で、手前の一番高い部分から奥の一番高い部分を計る。底部の幅の測定値は、実線を含めすべての固形要素／横木が含まれる。

547.5.3 ブラックフラッグ選択障害物

選択障害物あるいは障害パーツには個別に標旗を設置することはできるが、ダイレクトルート上の障害物と同じ番号／文字で表示しなければならない。この場合、標旗は2組とも両面に黒線で表示しなければならない。